

自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱

(平成 30 年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第 1 条 公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という)は、災害発生時の緊急物資輸送車両に使用する燃料を確保するため、会員事業(以下「会員」という。)者の自家用スタンドを活用した給油ネットワークの整備を推進することを目的とする。

(助成金交付対象事業)

第 2 条 助成金交付対象事業は以下のとおりとする。

1. 指定数量 1,000 L 以上の軽油専用タンクの新設及び増設(県内営業所等に設置する場合に限定)

軽油専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、増設又は増設を伴う代替を行い、市町村(各市町村地区消防組合等)より平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 2 月 28 日までに、危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、支払い等が完了するもの。

2. 軽油専用タンクの改修

既存の軽油専用タンクの修復(タンク内の塗装)に係る費用

3. 助成対象外とするもの

- ① 軽油専用タンクの設置を伴わない自家用燃料供給施設の新(増)設
- ② 自家用目的以外の転売、貸与する軽油供給施設の新設
- ③ 中古品又はリースによる軽油専用タンクの新設
- ④ (新設の場合)貯蔵する油量のうち、軽油の割合が 1/2 未満の場合
- ⑤ (増設の場合)軽油の貯蔵量が増加しない場合

(助成対象者)

第 3 条 助成対象者は、会員とする。但し、同一会計年度内においては、一会員新・増設、改修各 1 基とする。

また、過去に同事業により助成金の交付を受けた場合は助成対象外とする。

(助成交付額)

第 4 条 助成金交付額は、以下のとおりとする。

1. 軽油供給施設の新設

- | | |
|------------------------|-------------|
| ① 容量 20K L 未満の場合(県ト協分) | 1,000,000 円 |
| ② 容量 20K L 以上の場合(県ト協分) | 2,000,000 円 |

全ト協から助成金 1,000,000 円を加算して助成する。(公募状況により減算することがある)

2. 軽油供給施設の増設

上記県ト協の助成金に、全ト協からの助成金 300,000 円を加算して助成す

る。

3. 軽油専用タンクの改修

県ト協分 300,000 円

4. 県ト協の予算を超過した場合は、申請金額を調整することがあります。

(公募期間)

第5条 全ト協の行う自家用燃料供給施設整備支援事業の公募期間に合わせて実施する。

(助成金の交付申請)

第6条 会員が本助成金の交付を受けようとするときは、公募期間内に助成金申請書に必要書類を添えて提出すること。

設備完成後、実績報告書に必要書類を添えて、平成31年3月5日までに県ト協に提出すること。

第7条 県ト協は、助成金の交付請求があった場合は、その内容を審査し適正と認めるときは、助成金を交付する

(助成の条件)

第8条 申請時において、協会費の滞納期間が3ヶ月以上又は滞納額が50,000円以上ある会員には助成を行わない。

(緊急時における対応)

第9条 本事業の助成対象となった会員は、様式2「緊急時における軽油供給対応に係る誓約書」を提出しなければならない。

2 緊急時において県ト協から燃料供給要請があった場合は、原則として助成対象施設の容量の3%を供給するものとし、助成を受けた会員は速やかに対応するよう務めなければならない。

3 緊急物資輸送車両等に給油した場合は、当該施設を所有する会員が直近に仕入れた価格をもって、緊急物資輸送車両業者に請求するものとする。

(財産処分の禁止)

第10条 会員は、助成対象となった施設、設備が取得より5年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「財産処分」という)を禁止する。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第11条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第12条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

3 前第10条に定める財産処分が、5年以内に行われた場合は、交付された助成金を全額返戻しなければならない。

4 助成対象施設、設備を取得後、5年以内に会員が退会等により資格を喪失した場合は、交付された助成金を全額返戻しなければならない。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他必要な事項は、別にこれを定める。

(附則)

本要綱は、平成30年4月1日から施行する。